

太平洋・島サミット推進本部設置要綱（案）

（設置）

第1条 2021年に開催される太平洋・島サミット（以下「サミット」という。）の円滑な実施並びに今後のサミット誘致及び実施を図るため、太平洋・島サミット推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) サミットの円滑な実施を図るために総合調整すること。
- (2) その他サミットの推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるとときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、別表2に定める順序によりその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

（幹事会）

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、雇用経済部次長兼太平洋・島サミット推進総括監をもって充てる。
- 4 幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要な都度開催するものとする。
 - (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の所掌事項について相互に調整する事項
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるとときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第7条 本部員は、サミットの推進体制を確立するため、委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、三重県雇用経済部国際戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月　　日から施行する。

別表1（第3条関係）

防災対策部長
戦略企画部長
総務部長
医療保健部長
医療保健部理事
子ども・福祉部長
環境生活部長
環境生活部廃棄物対策局長
地域連携部長
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長
地域連携部南部地域活性化局長
農林水産部長
雇用経済部長
雇用経済部観光局長
県土整備部長
県土整備部理事
デジタル社会推進局長
会計管理者兼出納局長
企業庁長
病院事業庁長
教育長
警察本部長
東京事務所長

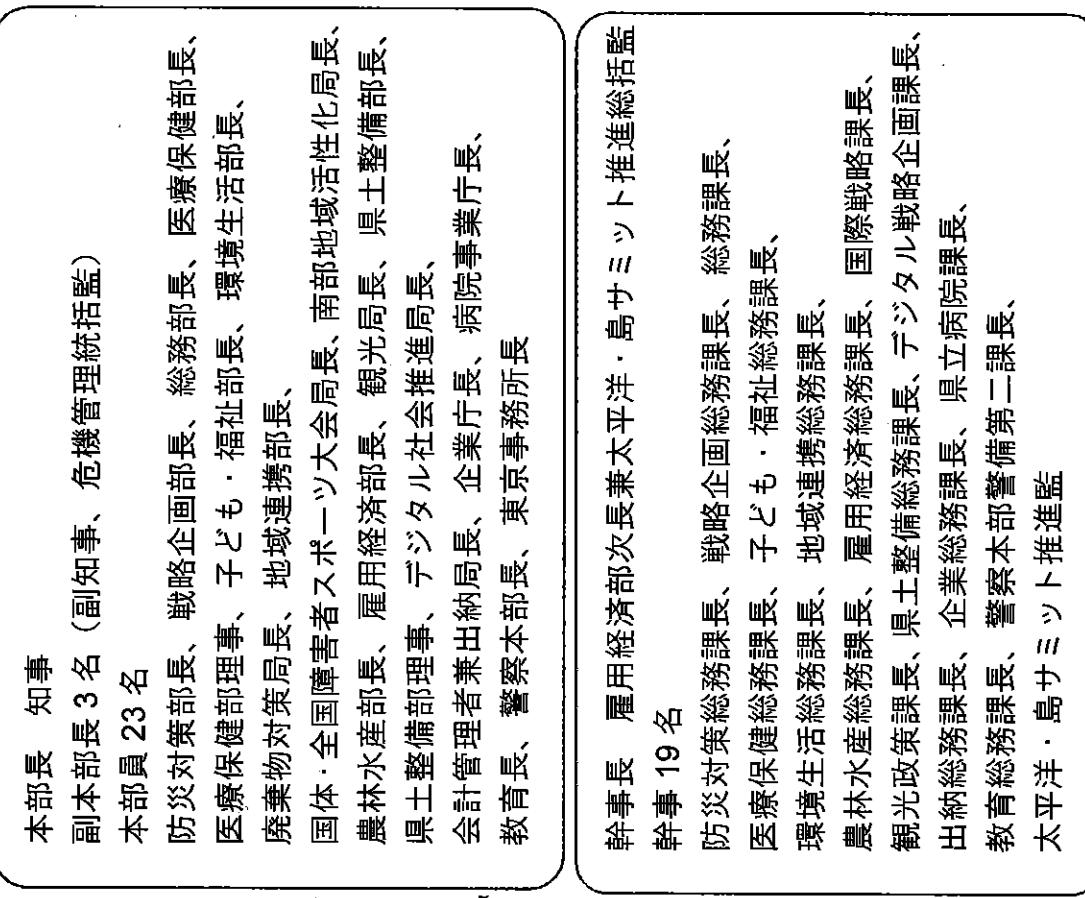
別表2（第4条関係）

1	副知事 廣田 恵子
2	副知事 服部 浩
3	危機管理統括監 日沖 正人

別表3（第6条関係）

防災対策部防災対策総務課長
戦略企画総務課長
総務部総務課長
医療保健部医療保健総務課長
子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
環境生活部環境生活総務課長
地域連携部地域連携総務課長
農林水産部農林水産総務課長
雇用経済部雇用経済総務課長
雇用経済部国際戦略課長
雇用経済部観光局観光政策課長
県土整備部県土整備総務課長
デジタル戦略企画課長
出納局副局長兼出納総務課長
企業庁企業総務課長
病院事業庁県立病院課長
教育委員会事務局教育総務課長
警察本部警備第二課長
雇用経済部太平洋・島サミット推進監

太平洋・島サミット推進本部の組織体制



太平洋・島サミット推進本部

本部員会議

本部長
(知事)

副本部長
(副知事)

副本部長
(副知事)

本部員

推進本部 幹事会

事務局：雇用経済部 国際戦略課

5

太平洋・島サミット推進本部設置要綱の一部改正新旧対照表（令和3年5月 日施行） 1/1

改 正 案	現 行
<p>第1条 2021年に<u>開催される</u>太平洋・島サミット（以下「サミット」という。）の円滑な実施並びに<u>今後のサミット誘致及び実施を図るため</u>、太平洋・島サミット推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 2021年に本県において開催される太平洋・島サミット（以下「サミット」という。）の円滑な実施を図るため、太平洋・島サミット推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。</p>